第八十条　第百十三条第一項第一号及び第五項第二号（引継対象外未処理欠損金額の計算に係る特例）

第百四十四条の十三	設立の日（恒久的施設を有する外国法人にあつては、恒久的施設を有することとなつた日とし、外国法人	場合（恒久的施設を有する外国法人にあつては、第四号に掲げる法人に該当する場合を除く。）には当該各号	合併法人（恒久的施設を有する外国法人にあつては、その合併により被合併法人である他の外国法人の恒久的施設に係る事業の移転を受け、かつ、当該事業を引き続き行うものに限る。）当該	設立の日（その合併の直前又は直後に恒久的施設を有する外国法人にあつては、当該合併法人とその合併に係る被合併法人である他の外国法人の恒久的施設を有することとなつた日）	分割承継法人（恒久的施設を有する外国法人にあつては、	設立の日（その分割の直前又は直後に恒久的施設を有する外国法人である分割承継法人にあつては、当該分割承継法人とその分割に係る分割法人の恒久的施設を有することとなつた日）	被現物出資法人（恒久的施設を有する外国法人にあつては、	である他の外国法人の恒久的施設に係る	設立の日（その現物出資の直前又は直後に恒久的施設を有する外国法人である被現物出資法人にあつては、当該被現物出資法人とその現物出資に係る現物出資法人である他の外国法人の恒久的施設を有することとなつた日）	第百四十四条の十三
に、										
第百十六条の二第一項（被合併法人等の未処理欠損金額の引継ぎ）	当該事業年度後の各事業年度	当該事業年度後の各事業年度（法第百四十四条の六第一項ただし書（確定申告）の規定により確定申告書の提出を要しないこととされる事業年度を除く。）								
	基因して同条第二項	直前適格合併等事業年度後の各事業年度（法第百四十四条の六第一項ただし書の規定により確定申告書の提出を要しないこととされる事業年度を除く。）								
	直前適格合併等事業年度									

を

第百十六条の二第一項（被合併法人等の未処理欠損金額の引継ぎ）	当該事業年度	当該事業年度後の各事業年度（法第百四十四条の六第一項ただし書（確定申告）の規定により確定申告書の提出を要しないこととされる事業年度を除く。）								
	基因して同条第二項	直前適格合併等事業年度後の各事業年度（法第百四十四条の六第一項ただし書の規定により確定申告書の提出を要しないこととされる事業年度を除く。）								
	直前適格合併等事業年度									
第百十六条の二第六項	設立の日（恒久的施設を有する外国法人にあつては、恒久的施設を有することとなつた日とし、外国法人	場合（恒久的施設を有する外国法人にあつては、同項第四号に掲げる法人に該当する場合を除く。）には当該各号								
に、										
第百二十一条の五第一項（繰り延べたデリバティブ取引等の決済損益額の計上時期等）	前日とし、恒久的施設を有する外国法人が当該資産若しくは負債の譲渡若しくは消滅又は当該受払予定金銭の受取若しくは支払の前に恒久的施設を有しないこととなる場合（同条第三項に規定する政令で定める事由により恒久的施設を有しないこととなる場合を除く。）にあつてはその有しないこととなる日とする									
を										
第百二十一条の三第三項（オプション取引を行つた場合のヘッジ処理における効性判定方法等）	第百二十一条の五第一項（繰り延べたデリバティブ取引等の決済損益額の計上時期	第百二十一条の九第二項（オプション取引を行つた場合のヘッジ処理における効性判定方法等）								